

参考資料1

1. 不正事案の概要

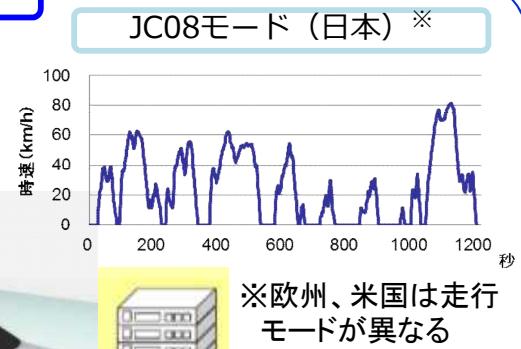
- ・フォルクスワーゲン社(VW社)のディーゼル車において、排出ガスを低減させる装置を、型式指定時等の台上試験では動かせる一方、実際の走行では動かないようにする不正ソフトが組み込まれていたもの

不正ソフトが組み込まれた車両

| 搭載エンジン | 年式・ブランド | 全世界での対象車両 | 日本国内 | |
|-----------------------|---|---------------------|--------|---------------------|
| | | | 正規輸入車両 | 個人輸入車両 |
| 2L以下のディーゼルエンジン EA189型 | 2007年以降に製造されたフォルクスワーゲン、フォルクスワーゲン商用車、アウディ、セアト、シュコダ | 約1,100万台 | 0台 | 36台 (平成27年12月現在) |
| 3Lのディーゼルエンジン | 2008年以降に製造されたフォルクスワーゲン、アウディ、ポルシェ | 約8.5万台 (対象は北米のみ) | 0台 | 35台 (平成27年12月現在) |

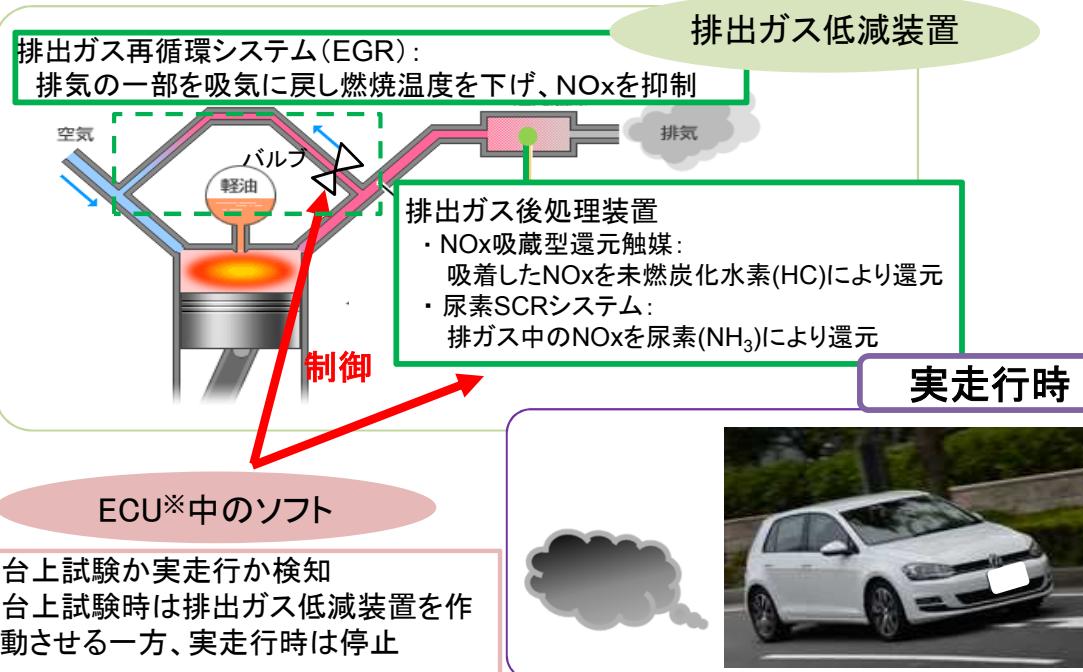
台上での排出ガス試験

一定の走行方法により排出される窒素酸化物(NOx)等が基準値以下であることを確認

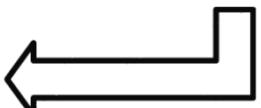


排出ガス分析計

シャシダイナモーター



台上試験では、基準を満たすよう、窒素酸化物(NOx)を抑制



実走行では、基準を大幅に超えた窒素酸化物(NOx)を排出
⇒ 燃費・加速性能・耐久性は向上

参考資料1

2. 海外での動き

(1)米国

- 平成27年9月18日、環境保護局(EPA)及びカリフォルニア州大気資源局(CARB)は、2Lディーゼル車の不正について、VW社に大気浄化法違反通知書を発出
- 9月25日、EPAは、排出ガス試験の見直しを自動車メーカーに通知
- 11月2日、EPAは3Lディーゼル車における不正についても、VW社に大気浄化法違反通知書を発出
- 平成28年1月4日、司法省がEPAの代理としてVW社に対し民事制裁金の支払いを提訴
- 1月12日、CARBはVW社による2Lのディーゼル車へのリコール措置案を却下
- EPAは、他メーカーのディーゼル車28車種に不正ソフトが組み込まれていないか調査中

(2)ドイツ

- 平成27年9月24日、運輸省(KBA)は、VW社に対しリコール措置案の提出を指示
- 同年12月16日、KBAはVW社のリコール措置を承認。VW社はEU域内で850万台のリコールを開始
- KBAは、国内のディーゼル車42車種(うち5車種は日本メーカー)について調査中

(3)フランス

- エコロジー・持続可能開発・エネルギー省(DGEC)は国内のディーゼル車100車種について調査中
- 平成28年1月14日、DGECは、ルノー社及び外国メーカーのディーゼル車についてVW社と同様の不正ではないものの、排出ガスの基準超過を確認したことを公表

(4)その他

- 英、伊、韓がVW社に不正行為の調査を実施中
- 伊、韓は、他メーカーのディーゼル車についても調査の方針

3. 国土交通省の対応

(1)VW社のディーゼル車等への対応

- VWジャパンより、以下の報告を受領
 - 日本ではディーゼル車は正規販売していないこと
 - 不正ソフトを組み込んでいる車種や年式
 - 個人輸入車両への対応を前向きに検討
- 今後、欧米でのリコール措置の決定後、個人輸入されたディーゼル車について、ソフトの書き換え等の適切な対応を検討
 - 注)個人輸入車はリコール制度の対象とはならない。

(2)他自動車メーカー等への対応

- 国内でディーゼル車を販売する国産車メーカー及び正規輸入事業者(計9社)より、「VW社と同様の不正ソフトが組み込まれている車両はない」と報告を受領
- 平成27年12月から、国内で販売されたディーゼル車8車種について、実走行における排出ガスのサンプリング調査を順次実施し、各社からの報告内容を検証



(3)排出ガス試験方法等の見直し

- 乗用車への不正ソフトの使用禁止について平成27年11月20日に道路運送車両法の告示改正を実施
- 検査方法の見直しについて、路上走行による試験等も視野に入れ、学識経験者による検討会の提言や、欧米の検討状況を踏まえつつ検討中

(参考)「排出ガス不正事案を受けたディーゼル乗用車等検査方法見直し検討会」(第1回)を10月28日に開催。平成28年4月を目途に新たな排出ガス検査方法を取りまとめる予定。